第四十六条 党の[illegible]大会に於て[illegible]を得ることを要す。

第四十七条 党の会計年度は毎年十二月一日より翌年十一月三十日までとし決算報告をなし、大会の承認を得るを要す。

第四十八条 機関紙部、出版部の会計は、独立会計とす。

第六章 罰則

第四十九条 党員にして左の一に該当する者は、大会、中央委員会、中央執行委員会に於て除名す。

(一) 党の規約、綱領に違背したるもの (二) 党の面目を毀損したる者 (三) 党の統制を紊したるもの

第五十条 中央執行委員会が前記の処置を取りたる時は、大会の承認を経るを要す。但し、被除名者は大会に異議を申立てるを得。

第五十一条 党の規約、綱領は、出席代議員三分の二以上の承認を得るに非ざれば変更することを得ず。

[illegible]置く。

第七章 附則

第五十二条 本規約に基く施行細則別表、支部規約準則、支部聯合会規則は中央委員会之を定む。

(一) 大会代議員選出比率 (二) 中央委員選出比率

宣言（草案）

光輝ある[illegible]党合同は成った！全無産大衆の要望たる戦線統一の具体的一歩は踏み出された。吾等は[illegible]合同大党の前途を祝福せんとす。

[illegible]支配階級の[illegible]無産階級の陣営に対する挑戦として表れてゐる[illegible]国体の[illegible]治安維持法の改[illegible]

[illegible]の政策に対して無産者[illegible]して有数[illegible]支配階級[illegible]勢力の分散である。[illegible]

[illegible]、党衆大[illegible]